

奈良県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小泉市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 嘉幡 嘉弘 大和郡山市小泉町三三七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 村田 典裕 大和郡山市小泉町三七三